

別表六の二(一) 「連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が当期中に支払を受ける利子及び配当等並びに懸賞金等及び償還差益について課された所得税の額について、法第81条の14(連結事業年度における所得税額の控除)の規定により当期の連結所得に対する法人税の額からその所得税の額の控除を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書は、まず、中段の「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」及び下段の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の各欄(「7」から「21」まで)を記載し、次に上段の各欄(「1」から「6」まで)を記載します。

下段の「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の44(連結法人税額から控除する所得税額の個別帰属額の計算)の規定により各連結法人に帰せられる金額について、各連結法人ごとに別葉に記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に「個別帰属額の計算」の「連結法人名」に記載した連結法人の法人名を記載します。	
「公社債の利子等 2」	公債又は社債の利子のほか、割引債に係る償還差益がある場合には、その償還差益を含めて記載します。	
「集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配 4」	証券投資信託の収益の分配の額のうち、措置法第68条の103に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合には、その額を上段に内書として記載します。	
「その他 5」	所得税法第174条第3号から第10号までに規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額を記載します。	この内訳は、下欄の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」に記載します。
「収入金額①」の各欄	当期中に支払を受ける金額(所得税及び復興特別所得税込みの金額をいい、利子等については当期末までにその利払期の到来しているものに、配当等についてはその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限ります。以下同じです。)を記載します。	
「①について課される所得税額②」の各欄	当期中に支払を受ける金額について課される所得税の額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	「公社債の利子等2」から「その他5」までの各欄の記載に当たっては、「8」、「14」又は「21」の各欄の合計額を対応する欄に記載します。 平成25年1月1日以後については、所得税を徴収する際に復興特別所得税を併せて徴収することとされていますので、これらの額のうち所得税の額のみを記載します。 所得税と復興特別所得税が併せて課されている場合で、これらの金額が区分されていないときには、例えば、次の方法（復興特別所得税に関する政令第4条第2項及び第3項に定める方法）など合理的な方法により、所得税の額と復興特別所得税の額とを区分し、区分された所得税の額のみを記載します。 ① 所得税及び復興特別所得税の合計額の$\frac{2.1}{102.1}$に相当する金額の50銭以下を切り捨て、50銭超を切り上げた金額を復興特別所得税の額とします。 ② 所得税及び復興特別所得税の合計額から①により計算した復興特別所得税の額を控除した金額を所得税の額とします。 (注) 「平成24年版法人税申告書の記載の手引」の38ページに、「当期に復興特別所得税が課された場合のあん分計算例及び申告書の記載例」として、単体法人の場合の記載例を掲載していますので、参考としてください。	復興特別所得税の額は、復興特別法人税申告書別表二の「①について課される復興特別所得税額②」に記載します。 所得税及び復興特別所得税のあん分計算は、原則として支払を受けるごとに行うこととなりますが、「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」に係るものについては、平成25年1月1日以後に支払を受けるべきものにつき期末に一括してあん分計算を行っても差し支えありません。
「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄	(1) 「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」及び「その他5」には、「①について課される所得税額②」の金額をそのまま記載します。 (2) 「公社債の利子等2」、「剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配(みなし配当等を除く。)」3」及び「集団投資信託(合同運用信託を除く。）」の収益の分配4」には、利子配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間(以下「元本の所有期間」といいます。)に対応する部分の額のそれぞれの合計額を、「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託(合同運用信託を除く。）」の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの方法により計算して記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」の各欄	元本の所有期間に対応する部分の額の計算について、令第155条の26第2項《種類、銘柄及び元本の所有期間の異なるものごとに、個別に計算する方法》の規定の適用を受ける場合には「個別法による場合」の各欄を、同条第3項《元本の増加分について所得税額の2分の1を控除する簡便計算法》の規定の適用を受ける場合には「銘柄別簡便法による場合」の各欄を、それぞれ記載します。	銘柄別簡便法による場合には、①公社債、②株式及び出資又は③集団投資信託（合同運用信託を除きます。）の受益権の3グループに区分し、さらにその元本をその利子配当等の計算の基礎となった期間が1年を超えるものと1年以下のものに区分し、その区分に属する元本の全てについて、その銘柄ごとに、簡便計算法を適用することになります。 なお、国内追加型投資信託とそれ以外の投資信託は別のグループに区分することができます。
「所得税額8」、「所得税額14」及び「控除を受ける所得税額21」の各欄	「①について課される所得税額②」の各欄の記載に準じて記載します。 (注) 「平成24年版法人税申告書の記載の手引」の38ページに、「当期に復興特別所得税が課された場合のあん分計算例及び申告書の記載例」として、単体法人の場合の記載例を掲載していますので、参考としてください。	銘柄別簡便法による場合にあっては、平成25年1月1日以後に支払を受けるべきものにつき「銘柄別簡便法による場合」に記載した銘柄ごとに一括して所得税及び復興特別所得税のあん分計算を行っても差し支えありません。
「利子配当等の計算期間9」及び「(9)のうち元本所有期間10」	利子配当等が剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配（以下「配当等」といいます。）である場合には、その配当等（以下「判定対象配当等」といいます。）の直前にその判定対象配当等を支払う法人から受けた配当等の支払に係る基準日の翌日からその判定対象配当等の支払に係る基準日までの期間を「利子配当等の計算期間9」に記載します。 月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	なお、設定により取得した国内追加型投資信託については、この欄の記載を省略し、「所有期間割合11」に、「1.000」と記載して控除を受ける所得税額を計算してください。	
「各連結法人の利子配当等の計算期末の所有元本数等の合計15」及び「各連結法人の利子配当等の計算期首の所有元本数等の合計16」	公社債については所有元本の額面金額により、口数の定めがない出資については所有元本の金額により、その他のものについては所有元本の数により記載します。	
「 $\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は 17」 2 又は 12	次の場合に応じ、次により記載します。 (1) 利子配当等の計算期間が 1 年以下であるものの元本の場合…… $\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は 12 (2) 利子配当等の計算期間が 1 年を超えるものの元本の場合…… $\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は 12	
「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の各欄	「その他 5」に記載した給付補填金等についてその内訳を記載します。この場合、「控除を受ける所得税額21」は、その収入金額について源泉徴収された所得税の額を記載し、また、「参考」には、賞金、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、みなし配当等の別、源泉徴収された所得税額を証明する書類の有無、その他控除税額の計算について参考となるような事項を記載します。	この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。
「個別帰属額の計算」の各欄	当期の連結所得に対する法人税の額から控除される所得税の額のうち、各連結法人に帰せられる金額について、連結法人ごとに記載します。この場合、「利子配当等以外に係る控除を受ける所得税額のうち当該連結法人に帰せられる所得税額26」は、「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配 1」の「②のうち控除を受ける所得税額③」及び「その他 5」の「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄の金額のうち、各連結法人に帰せられる金額を銘柄等ごとに記載します。	この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。

(注) 道府県民税利子割額は、この明細書には記載しません。

4 根拠条文

法81の14、令155の26、155の44、措置法41の 9 ④、41の12④、措置法令26の10③、26の11、措置法規則19の 4 ②、③